あきる野市　【令和7年度】

防犯機器等購入費補助金交付事業

侵入強盗・窃盗被害防止のため、ご自宅に設置する防犯カメラなど防犯機器等の

購入費を一部補助します!!

1　対象者

・市内に住所があり、同様の補助金を受けてない方
・新たに防犯機器等を令和７年４月１日～令和８年２月２７日の間で、購入及び設置をした方
・購入時の領収書があること。（申請者名、店名、品目及び金額の記載があること）
・誓約書を提出すること。（様式に決まりがあり、窓口にあります）
・補助金の振込口座があること。

2　補助金額等

・防犯機器等を購入した金額の２分の１で、２万円が限度です。（千円未満切捨て）
※購入金額のうちポイントなどで支払った分は、補助金の対象になりません。
・申請は１世帯につき１回限り（複数の購入品等をまとめて申請できます）

補助対象になるもの	補助対象にならないもの
・下記に対象品として示す侵入盗被害防止に有用な防犯機器等で新たに購入するもの ・上記に係わる専門業者が行う設置費（設置の際に発生する交換も含む） 【対象品】 防犯カメラ、カメラ付インターフォン、防犯フィルム、人感センサーライト、人感センサーアラーム、鍵（補助鍵等）、サムターンカバー(内鍵カバー)、面格子、ロックカバー(鍵穴カバー)、防犯砂利、ダミーカメラ、雨戸、シャッター、ガードプレート、ガラス破壊センサー、カム送り防止具、防犯ガラス	・機器等購入に係る配送料 ・既存機器等の撤去費、移設費、リサイクル料、廃棄手数料 ・リース料、警備委託料、通信費、電気代 ・譲受品、個人間での購入品（フリマアプリを含む） ・防犯ブザーなどの携行品や道具類 ・専門業者以外が行った設置や交換の施工費用 ・領収書が発行されない購入 ・申請者の住居に設置されない機器等 ・その他左記に記載が無い防犯機器等

※防犯カメラ、防犯フィルム、防犯砂利、防犯ガラスは、商品説明等に「防犯」 等の記載があるものが対象です

※断熱防犯窓は、東京都の「既存住宅における省エネ改修促進事業」の補助対象にならないものが対象です

３　申請期間

令和７年６月２日（月）～令和８年２月２７日（金）まで（予算の範囲内）

・窓　口　（１）本庁舎４階　　地域防災課地域安全係
（２）五日市出張所　市民総合窓口係
※（１）及び（２）の受付時間は、午前8時30分から午後５時15分まで（土曜日・日曜日、祝日及び年末年始除く）

・郵　送　令和８年２月２７日（金）当日消印有効

４　申請、請求及び振込方法

（１）あきる野市防犯機器等購入費補助金交付申請書（様式第１号）に領収書、誓約書及び申請者の公的身分証明書の写しを添付し、受付窓口に持参又は郵送により提出してください。（領収書は返却しないため、必要の方はコピー等をしておいてください）

※　申請書、誓約書、請求書は、申込窓口のほか、市のホームページからダウンロード可能

（２）申請者以外（代理人）が申請をする場合、申請者からの委任状、代理人の公的身分証明書等を窓口へ持参してください。

（３）申請書の内容を審査し、補助金交付の可否を決定します。

（４）あきる野市防犯機器等購入補助金交付決定通知書(様式第2号)、又は防犯機器等購入補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知します。

（５）交付決定した時は、申請者が指定した口座へ振込みます。

５　請求等の提出について

申請者の負担軽減を考慮し、申請書提出時に申請者名の請求書「あきる野市防犯機器等購入補助金請求書（様式第４号）」及び申請名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付し、提出してください。

※　不交付の時は不交付決定通知書とともに返却します。

６　振込時期

交付決定通知後、概ね申込みの翌々月末までに指定された口座に振込みます。

【提出するもの】以下６点

①申請書　・・・　窓口にあります
②領収書の原本（申請者名、店名、品目及び金額の記載あり）
③誓約書　・・・　窓口にあります
④公的身分証明書の写し（運転免許証、マイナンバーカード等）
⑤請求書　・・・　窓口にあります
⑥振込先口座の通帳の写し（申請者名義）

※　①、③、⑤、委任状は市のホームページからでもダウンロードできます。

◎　申請者氏名、領収書の宛名、誓約書の署名、請求者名、振込口座名義は、全て同じ氏名で申請してください！

お問合せ先：地域防災課　地域安全係
☎042－558－1111（内線2341）